

安全衛生連絡会議要綱

(設 置)

第1条 建設局安全衛生管理体制を補完するため、大阪市建設局安全衛生委員会の専門委員会として安全衛生連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(目 的)

第2条 連絡会議は大阪市建設局安全衛生委員会並びに職場安全衛生委員会の活性化を図るため、安全衛生にかかる情報や取り組みの経験と成果を横断的に共有するとともに、安全衛生管理に関する課題について、公務災害の未然防止、職員の健康の保持増進及び快適な職場環境の実現に向け、研究・検討を行うことを目的とする。

(職 務)

第3条 連絡会議の構成員は、前条の目的を達するため次の各号に掲げる事項について研究・検討を行う。

- (1) 職場での安全衛生対策の事例の収集と検討に関すること
- (2) 公務災害の未然防止及び再発防止対策に関すること
- (3) 労働安全衛生教育その他安全衛生に関する知識の普及に関すること
- (4) 安全衛生管理計画に基づく活動内容の評価に関すること
- (5) その他連絡会議の目的達成に必要なこと

(構 成)

第4条 連絡会議は、次に該当する職員により構成する。

- (1) 各総括安全委員会委員より 6 名選出し、総括安全衛生委員会の設置がない場合は、各職場安全衛生委員会より 4 名を選出する。
- (2) 選出する委員については、委員長指名委員と組合推薦委員を同数とする。

(事務局)

第5条 連絡会議の事務局は、総務部職員課に置く。

(実施の細目)

第6条 この要綱の実施その他連絡会議の運営に必要な事項は連絡会議で定める。

附 則 この要綱は、平成 19 年 8 月 16 日から実施する。

附 則 この改正要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 この改正要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。